

○諏訪広域連合広報すわこういき広告掲載実施要領
(趣旨)

第1条 この要領は、諏訪広域連合が発行する広報紙「広報すわこういき」(以下「広報紙」という。)の広告掲載に関し、諏訪広域連合広告掲載取扱要綱(平成29年諏訪広域連合告示第33号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第3条第1項各号に規定するもののほか、広報紙の公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告媒体)

第3条 この要領の規定により広告掲載をする広告媒体は、次に掲げるものとする。

(1) 広報紙

(2) 広域連合のホームページ等に掲載するために電子文書化した広報紙

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、1 枠を縦5.0 c m、横8.7 c mとする。ただし、1 ページに2 枠を掲載する場合は、2 枠をつなげて縦5.0 c m、横17.7 c mとすることができる。

(広告の枠数)

第5条 広告の枠数は、広報紙1号につき4枠を上限とする。ただし、広域連合長が必要と認める場合は、この限りでない。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、諏訪広域連合長が指定したページ及び位置とする。

(広告掲載の上限)

第7条 同一の者が広告掲載をすることができる枠数の上限は、広報紙1号につき2枠とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広域連合ホームページ、広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みを行おうとする者(以下「申込者」という。)は、諏訪広域連合広報すわこういき広告掲載申込書(様式第1号 以下「申込書」という。)により、広告掲載を希望する月の前々月の15日までに、原稿の案又は掲載したい広告の内容を明記した書類(申込者が広告代理店の場合は、申込者及び広告主の事業内容等が記載された書類)を添えて、広域連合長あてに申込みしなければならない。

2 申込者は、6月号、9月号、12月号、3月号への広告掲載について、申込みをすることができる。

3 広告案の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 広域連合長は、前条の規定による申込書等の提出を受けたときは、内容等を審査し広告掲載の可否を決定し、その結果を諏訪広域連合広報すわこういき広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

- 2 広域連合長は、広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が要綱第3条第1項各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項規定による決定であっても広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 3 広域連合長は、広告の可否を審査するに当たり、必要があると認めるときは、要綱第12条に規定する諏訪広域連合広告審査委員会の意見を聴くことができる。
- 4 第5条本文に規定する枠数を超える応募があった場合は、要綱第5条第1項に規定する順位により広告掲載の可否を決定するものとする。
- 5 前項の規定による順位が同一となる場合は、前条の規定による申込みが早い申込者を優先して広告掲載の可否を決定する。

（事前協議）

第11条 広告主は、広告の内容等に関して事前に広域連合長と協議しなければならない。

（広告原稿の提出）

第12条 第10条第1項の規定により広告掲載の決定通知を受けた広告主は、広告の完全原稿を電子データで作成し、広域連合長が指定する日までに提出するものとする。

（広告料）

第13条 広告料は、広報紙1号の1枠につき8,800円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

- 2 第4条ただし書の規定により広告掲載をする場合の広告料は、広報紙1号につき17,600円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

（広告料の納入）

第14条 広告主は、広域連合長が指定する期日までに、広域連合が発行する納入通知書により広告料を一括して広域連合に納入しなければならない。

（広告掲載の取消通知）

第15条 広域連合長は、要綱第10条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、諏訪広域連合広報すわこういき広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、広告掲載期間中において、広告を取下げようとする場合は、事前に広域連合長に、諏訪広域連合広報すわこういき広告掲載取下げ・停止申出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（広告の変更）

第17条 広告主は、広告掲載の期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、広域連合長の審査を受け、その承諾を得なければならない。

（広告料の還付）

第18条 要綱第11条ただし書の規定により還付する広告料は、納付された広告料から広告掲載した期間（1月に満たないときは1月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定

める。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。